

第五十五回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和四十二年四月十八日(火曜日) 午前十時三十一分開会

委員の異動

- 林田悠紀夫君 西川甚五郎君
田村 賢作君 二宮 文造君
北條 尚八君

補欠選任

木暮武太夫君

出席者は左のとおり。

- 委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君

委員

- 伊藤 五郎君
大谷 養雄君
小林 章君
西郷吉之助君
徳永 正利君
林屋亀次郎君
木村禧八郎君
須藤 五郎君
政府委員 大蔵政務次官 米田 正文君
事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件
○租税及び金融等に関する調査
(当面の財政に関する件)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査中、当面の財政及び金融に関する件を議題といたします。

○柴谷要君 きよはは政務次官も御出席のようでありまして、当面の問題を二、三御質問いたしたいと思ひます。参議院に送付されてきた法律案がまだ一つもありませんし、それから参議院先議の議案等もまだ付託になっておりませんので、これらの問題からはずれまして、当面してあります春闘の問題について少しくお尋ねをしてみたいと思ひます。

いつもながら、春ともなりますという、労働階級が結束をされて春季闘争というものを展開するわけでありまして。その中で特に公労協の問題について二、三伺いたしたいと思ひますが、公労協の戦いは、いつもながら当事者能力というよりな問題が議論されるわけでありまして、けれども、どうも当事者間で解決がつかない、それがために調停に持ち込まれる、調停案が提示をされ、その段階で解決したためしがほとんどない、そのために紛争は長引いて仲裁に持ち込まれる、こういう経路をたどつていまままできたのが通例でございます。それがために闘争が長引いて、その間にはかなり国民にも迷惑をかけるような事態も発生をしてきておることは事実なんです。これを何とか短期間解決という方向を政府等はお考えにならないかどうか。特に公労協の場合は当事者能力があまりせんために、どうしても大蔵省に最終的に予算の折衝をしてある程度見通しを立てない、妥結ができませんというものが、今日までの現状なんです。ことし一応そのような形になつてくると思ひますが、これに対して大蔵省は、調停の段階で円満に解決をさせる、こういうような御意思があるかどうか、また春闘をどのような形で

ごらんになつておられますか、これについての御見解をひとつ御披露いたしたい、こう思ひます。

○政府委員(米田正文君) お話のように、現在春闘が始まつておりました、各地でそれぞれ交渉がされ、あるいは妥結を見たところもあるようですが、公労協関係については現在調停が進んでおるうちに承知をいたしております。お話のように、いつも春になつて交渉が行なわれて、そのためにいろいろとトラブルを起こして、国民全体にもいろいろ迷惑を及ぼすような結果を招来するといふようなことは、私も思ひます。たいへんこれは国民に迷惑をかけることではございませぬから、なるべくそういうトラブルを起こさないでいくような方法というところについては、かねがね政府としては意を盡してございませぬ。

しかし、現実の問題になりますと、いわゆる三公社五現業という公共企業体は、その運営が非常に国民生活にも、あるいは国民経済にも、それから国の財政全体にも、たいへん影響を持つものでございませぬから、いまの法律のたてまえからは、これらの三公社五現業の運営についても、国会を通じて、予算というものが議決をせられて、その給与等も予算総則で決議をせられて、どうしてかたてまえになつておるものですか、どうしてかやはいりままでは最終的には国会の議決を待つといふような結果になつておることは御承知のとおりであります。それも補正という形で解決をいままで見えてきているのが実情でございます。しかし、お話のように、私も思ひます、いつかこういふことを常時、その調停、仲裁の段階になつて、そうしてそれが補正予算の形で出るということが常道のような形になつてくると、これは何とか考へるべき時期に来ているのではないかと、私は考へております。

で、影響するところもたいへん広範でございますから、大蔵省だけでこの問題を解決するということもなかなか困難ですから、私も大蔵省としては、この前のILOの調停法のときにできております公務員制度審議会というものが総理府に設置をせられておりますから、昨年来ここでひとつ全体として、いわゆる公共企業体給与の問題を全体の問題として広い立場から検討をしております。今後のあり方についての方針を打ち出してまいらいたいということに非常に期待をいたしております。

それがまだ予期のごとく進んでおられるのは御承知のとおりですが、大蔵省としては、そういう機関でひとつ全体から見ても適切な方法を見出したというところに、非常に期待をいたしてございませぬ。そういうことができれば、私は非常に前進ではないかと思つております。

○柴谷要君 これは古い話を持ち出してたいへん恐縮なんですけれども、私が十年以上前に労組の責任者をやつておりましたときに、まあ今日の年中行事の一つのような春闘などというものを、私どもが、総評ができない前ですけれども、考え出して公労協全体に呼びかけて、そして組織したのが春闘なんです。その当時、私どもは紛争というものはできるだけ短期間に解決をしていきたい、それに対しては両当事者もできるだけ団交によつて問題を解決しようというので、相当熱意を込めて団体交渉をやり、両者間である程度妥協に近い額が出てきて、それで当局者はちよつと待つてくれ、たゞは私のところで例をとりますならば、国鉄なら国鉄自体でこれが処理できる問題ではないんで、どうしても大蔵省の了承を得なければ解決がつかない、だから大蔵省の了承を取りつけるまで暫時待つてくれと、こういう当局者の話がよくあつたんです。それならば、両当事者の間に妥協に近い額が出ていたとしても、背後

そのいろいろなることを考えますと、まあ政府といふものはもつと労働運動に対する理解を深めてもらおうと同時に、ひとつ早期解決ということに少し頭を使っていたらいいというところをこの機会に要望して、私は質問を終わろうと思つて、ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長(竹中恒夫君) ほかに御質疑のある方はございませんか。別に御発言もないようですから、本件に関する質疑は、本日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十三分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、金し、勲章賜金者の公債即時支払のための特別措置に関する請願(第五二四号)
- 一、バナナの輸入関税すえ置に関する請願(第五三三三号)(第五三五五号)(第五三六号)(第五五九号)

第五二四号 昭和四十二年三月十七日受理
金し、勲章賜金者の公債即時支払のための特別措置に関する請願
請願者 東京都港区南麻布三ノ五ノ二七全
国功友連盟内 中村又一外十三名
紹介議員 船田 謙君

第五三三三号 昭和四十二年三月十八日受理
バナナの輸入関税すえ置に関する請願
請願者 長野市南原町六八七ノ二長野県東
樹研究同志会内 高見沢正義
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第五三五五号 昭和四十二年三月二十日受理
バナナの輸入関税すえ置に関する請願
請願者 青森市大字大野字長島一ノ一青森
県経済農業協同組合連合会会長
原田博公

紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第五三六号 昭和四十二年三月二十日受理
バナナの輸入関税すえ置に関する請願
請願者 福島市中町七ノ一七福島県経済農
業協同組合連合会会長 棚辺四郎

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第五五九号 昭和四十二年三月二十三日受理
バナナの輸入関税すえ置に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田五、四二八ノ
一 下伊那園芸農業協同組合長 坂
下美富

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、石油ガス税法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
附則第二十一項中「第十九項」の下に、「第二

十項」を、「臨時地方特別交付金、」の下に「昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方財政交付金若しくは」を加え、附則中同項以下を一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第 二条の規定により交付する臨時地方財政交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改める。

石油ガス税法の一部を改正する法律案
石油ガス税法の一部を改正する法律
石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「同年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第六〇六号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)

一、バナナの輸入関税すえ置に関する請願(第六二八号)(第六三九号)

一、公認会計士試験制度の期限延長に関する請願(第七一七号)(第七四七号)

第六〇六号 昭和四十二年三月二十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市寺本字東の口一 森
雅克外六百九十二名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第六七八号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府北河内郡四条町 田中美智
子外二百名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第六七九号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道釧路市緑ヶ丘四〇ノ七 和田幸子外七百十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八〇号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都新宿区角筈三ノ二一六 原
勝四郎外二百二十五名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八一号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都杉並区下高井戸二ノ六三二
ノ三 秋山恭子外五十名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八二号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道岩見沢市穂町七 平井良子
外六百二十七名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八三号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道芦別市西芦別町山の手 山下猛外二百三十五名
紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八四号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都大田区大森北三ノ二九ノ五 加藤孝夫外百名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六八五号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都目黒区緑ヶ丘一ノ一〇ノ一 七 鈴木克彦外四百九十二名
紹介議員 木村禎八郎君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六八六号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川口市仲町一ノ一五 佐藤 令子外四十二名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六八七号 昭和四十二年三月二十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道砂川市北吉野一四〇 斎藤 千賀子外百七十六名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第五八号に左の一項目を加えたものと同じである。
一、労働組合、民主団体に対するいつさいの税務調査、課税をやめ、非課税団体とすること。

第六八九号 昭和四十二年三月二十九日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 埼玉県大宮市日進町二ノ一、二〇 六 大塚武外五十名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六九五号 昭和四十二年三月二十九日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 札幌市北三五条西二丁目 加藤紀 外七百九十名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七一八号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 茨城県水戸市宮町三ノ三ノ一〇 小林孝外十一名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七一九号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 茨城県水戸市南町三ノ二ノ三 鈴木 大洋外三名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七二〇号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府住吉区西長居町六七三 加藤 藤宗之助外四百八名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七二二号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 北海道釧路市春採五〇 山本誠外 百二十九名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七二二号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬町一ノ二三 藤井成一外三十名
紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七二三号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府東住吉区山坂町五ノ五八 今井千恵外二百名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七二四号 昭和四十二年三月三十日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願
請願者 奈良市百楽園三丁目 藤井喜美枝 外二百名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第六二八号 昭和四十二年三月二十七日受理
バナナの輸入関税すべしに関する請願
請願者 宮城県仙台市勾当台通二七宮城県 庁農業改良課内宮城県果樹研究会 内 山家 内 高橋文五郎君
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第六三九号 昭和四十二年三月二十八日受理
バナナの輸入関税すべしに関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区外神田四ノ一四ノ 長 塚口勇作外一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第七一七号 昭和四十二年三月三十日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願
請願者 宮城県仙台市東三番丁一六〇 戸 田米哈以理外十名
紹介議員 河野 謙三君
公認会計士特例試験制度は、昭和四十二年三月三十一日をもって廃止されることになっているが、これを今後三年間延長されるより強く要望する。

理由
一、特例試験は五回実施されたが、受験資格者約四千余名に対し、千二百四名が合格したにとどまり、他の約二千八百名が残留した計算になり、これら残留者のうち現に業務を営む計理士は約千四百名もいるので、計理士に対する抜本

的解決策として制定されたはずの本制度はまだその目的を達していない。

二、今日のわが国経済の実情は、本制度を廃止して経験豊かな計理士に公認会計士となるみちをとるべき理由はなんらなく、むしろ本制度の存続こそ社会の要請にこたえる妥当な措置であり、また、公認会計士制度の発展にすこしも弊害をもたらすものでない。

弁護士、税理士、弁理士、司法書士、医師等、他の自由職業における前例と同様の取扱いを強く要望する。

三、現に計理士は、組合の監査、投資育成株式会社関係監査、店頭売買銘柄の監査のほか、計理士の資格において、幾多の業務にたずさわっているが、本制度の廃止によつて、計理士の資格そのものが失われる結果、前記の業務にたずさわることができなくなる。われわれは無制限に制度の延長を望んでいるのではない。せめて三年間、制度を延長することによつて、いつそ研究の時間とかつ受験の機会を与えてもらふことを強く要望する。

第七四七号 昭和四十二年三月三十日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 三重県四日市市諏訪町三ノ一 谷口富治外三名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とブラジル合衆国との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当、利子又は使用料に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 ブラジルの居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。))で、ブラジル合衆国の条約第三項第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。が支払を受ける条約第九條第一項に規定する配当で同条第二項第二号の規定に該当するもの、条約第十條第一項に規定する利子で同条第二項(a)から(d)までの規定に該当するもの及び条約第十一條第一項に規定する使用料のうち、同法の施行地における源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第四條に規定する恒久的施設に附せられるものを除く。以下「配当等」という。))に対する同法第七十條、第七十九條又は第二百三十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子又は使用料に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第三条 所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当するブラジルの居住者

が配当等に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額は、当該所得が生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(双方居住者の取扱い)

第四条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第三項第二項の規定により条約の適用上ブラジル合衆国の居住者とみなされるものは、同法第二条第一項第五号に規定する非居住者とみなして、同法(第十五條及び第十六條を除く。))及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等地方税に係るものに関する手続)

第五条 大蔵大臣は、条約第七條第二項の規定の適用がある者に係る条約第三項第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に關し、条約第二十五條第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第六条 第二項から前条までに定めるものは、か、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

3 第三条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日(同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する所得について適用する。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願(第七五七号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)

一、パナナの輸入関税すを置に関する請願(第七六六号)
一、音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)
一、入場税撤廃に関する請願(第八二六号)

第七五七号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井三ノ一、九一

五 伊藤嘉一外一名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七五七号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩二ノ三三ノ一

〇 広瀬俊明外一名
紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七五八号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見町三八七 杉山 尚平外一名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七五九号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町四ノ一、四一〇 鈴木圭介外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七六〇号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都日野市日野六、八〇一 斎 藤明外一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七六一号 昭和四十二年三月三十一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡牧丘町室伏二八八 三枝英訓外一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七六五号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都北区王子町一、三二八 田 中吉治外一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七一号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都文京区小石川二ノ六ノ一四 白石珠外一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七二号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都八王子市打越町一、三四四 菊地祥一郎外一名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七三号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 千葉市松波町二ノ一〇ノ一七 相 馬武人外一名

紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七四号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市元町四ノ三二 鈴木泰子外一名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七五号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 名古屋市千種区神田町四ノ二二 本田都喜男外一名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七六号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 名古屋市東区立立二四八 市川隆 外五名

紹介議員 追水 久常君

請願者 名古屋市中央区長岡町五ノ六 中島 弘外一名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七七号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 大阪府北区大藏寺一五 高田富 造外一名

紹介議員 内田 芳郎君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七八号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 大阪府堺市熊野町東一ノ一七 山 本義雄外五名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七九号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 大阪府池田市石橋二ノ五ノ一四 平安三郎外九名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七八〇号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 広島市宇品町三二〇 茶山良三外 一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七八一号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都国立市国立二四八 市川隆 外五名

紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七八二号 昭和四十二年四月一日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 東京都千代田区神田三崎町二ノ二 六 新居茂外七名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第八〇四号 昭和四十二年四月三日受理
公認会計士特例試験制度の期限延長に関する請願

請願者 神奈川県川崎市宮前町四七ノ五 坪井治外一名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七六六号 昭和四十二年四月一日受理
パナナの輸入関税すべしに関する請願

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県 青果物販売農業協同組合連合会 長 須藤直一郎

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第七八九号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 兵庫県西宮市六瀬寺町一三ノ九 小林広子外二百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七九〇号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市杭瀬本町二六三 田 中知子外二百名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第七九一号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都大田区小林町三三青雲寮内
山本純市外三十名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七九二号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都葛飾区西新小岩四ノ一ノ七
山本智司外六十名
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七九三号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合一ノ二七六
菊地武利外三十名
紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七九四号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 北海道室蘭市舟見町二ノ一ノ一二
原嘉彦外六百七十八名
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七九五号 昭和四十二年四月一日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川越市古谷二ノ四、二九一
松本現弥外百二十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第八二一号 昭和四十二年四月五日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋北町二ノ一三〇
今井勝子外千三百三十六名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第八二六号 昭和四十二年四月六日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市灘区六甲台町二九ノ一 柴
田隆弘外三千二百四名
紹介議員 佐野 芳雄君

理由
日本の文化の豊かな発展のため、入場税をすみやかに撤廃されたい。

一、入場税は、戦時中にぜい沢を追放するという考えから消費抑制を目的とし、かつ、戦費をまかなうために設定されたものであり、戦後二十余年文化国家として再建された日本では、文化は保護され援助されこそすれ、抑制されるべきではなく、また、憲法第九条によつて戦争を放棄したわが国では戦費をまかなう必要も消滅しており、もはや入場税を設定した要因は存在しない。

二、入場税は、物価高による入場料金をいつそ高額にし、低所得者には文化を享受する機会を失なわせ、主権者には赤字による苦しみを与える悪税となつており、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をみとめるとの憲法第二十五条の条文に矛盾する。

三、先きに改正された入場税法は美術の展覧に対する課税を廃止したが、音楽、演劇、映画に対

し、税法上の取扱いが異なるのは理屈が通らな
い。
四、社会主義国はもろろん資本主義国において
も、入場税は廃止され、芸術には国の手厚い保
護が行なわれる傾向にある。

第三号中正誤

ベシ	段行	誤	増税
二	四	減税	わけ
六	三	わけ	術語
七	一	述べ	
二	四	だろりと	
三	一	千二百億	
一	五	おりません	
四	二	四・五五%	
一	六	減税して	
二	五	利子税等で	
三	四	この残り	
四	三	結論	
五	二	法律適及	
六	一	法律不適及	

昭和四十二年四月二十一日印刷

昭和四十二年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局